

## 平成30年第5回平川市教育委員会会議録（概要）

1. 開催日時 平成30年5月22日（火）午後1時25分
2. 閉会日時 平成30年5月22日（火）午後2時10分
3. 場 所 平川市尾上総合支所 庁議室
4. 出席者 教育長・柴田正人  
1番委員・駒井優子 3番委員・工藤甚三  
4番委員・佐々木幸子 5番委員・内山浩子
5. 欠席者 2番委員・葛西万博
6. 署名者 1番委員・駒井優子 5番委員・内山浩子
7. 説明者 大湯事務局長、小田桐学校教育課長、鳥山指導課長、齋藤生涯学習課長、工藤保健体育課長、北道学校給食センター所長
8. 会議録作成者 浅原学校教育課長補佐
9. 会議に付された案件
  - ・議案  
議案第17号 平川市スポーツ推進審議会委員の委嘱について  
議案第18号 平川市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について  
議案第19号 市内小・中学校の夏季一斉閉庁について
  - 【継続審議】  
議案第10号 平川市社会教育基本計画（案）について
10. 各課からの報告  
平成29年度分事務事業評価に係る公表までの日程について
11. 会議の大要  
午後1時25分に教育長が開会を宣言する。会期を1日とし、会議記録署

名委員を前項6のとおり指名する。継続審議を含め議案4件を審議した。

## 12. 会議の状況

教育長           ただいまの出席者は5名で、定足数に達していますので、これより、平成30年第5回平川市教育委員会を開会いたします。  
2番・葛西委員より、本日の会議を欠席する旨の届出がありました。  
案件の説明者は教育委員会各課長にお願いします。  
会議録記録者には学校教育課の浅原補佐にお願いします。  
委員及び説明者は、発言する際には挙手の上、議長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。  
日程第2、会議録署名委員の決定についてを議題とします。  
会議規則第23条に基づき、本定例会の会議録署名者は、1番・駒井委員、5番・内山委員を指名します。  
日程第3、会期の決定についてを議題とします。  
本定例会の会期は、本日より一日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

<了承>

教育長           異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より1日と決しました。  
日程第4、教育長報告についてを議題とします。

教育長           <資料1ページより主な事項を説明>

教育長           ただいまの報告の中で、ご質問等ございませんか。

<質問等なし>

教育長           以上で教育長報告を終わります。  
次に、日程第5、議事に入ります。  
まず、議案第17号平川市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてを議題とします。  
保健体育課長に、提案理由と案件の説明を求めます。

保健体育課長            <資料 8 ページより新任者説明>  
                             <平川市スポーツ推進審議会設置条例第 3 条の概要説明>

教育長                    ありがとうございます。  
                             ご質問等ございましたら、お願いいたします。ございませんか。

                             <質問なし>

教育長                    それでは、議案第 17 号は、原案のとおりとすることよろしい  
                             ですか。

                             <賛成するもの多数>

教育長                    議案第 17 号は、原案のとおりと決めます。  
                             次に、議案第 18 号平川市学校給食センター運営委員会委員の委  
                             嘱についてを議題とします。  
                             学校給食センター所長に、提案理由と案件の説明を求めます。

学校給食センター所長       <資料 10 ページより新任者説明>

教育長                    ありがとうございます。  
                             ご質問等ございましたら、お願いいたします。  
                             工藤委員。

工藤委員                 規則第 6 条のうち知識経験者 3 名おり再任ですが、どういう知識  
                             を持っているのか。それから何年ぐらいやられているのかお知ら  
                             せください。

学校給食センター所長     上から順にご説明いたします。給食及び栄養に関する  
                             知識をお持ちであり、それに関する活動をされている方で、平成  
                             24 年から継続しております。次の委員は、学校給食現場経験者  
                             として給食に対する知識が豊富な方で、平成 29 年に新任となっ  
                             ております。最後の委員は、PTA 活動及び子ども育成活動に積極  
                             的に携わっている方で、平成 24 年から継続となっております。

教育長           ほかにございませんか。

                  <質問なし>

教育長           それでは、議案第18号は、原案のとおりとすることよろしい  
                  ですか。

                  <賛成するもの多数>

教育長           議案第18号は、原案のとおりと決めます。  
                  次に、議案第19号市内小・中学校の夏季一斉閉庁についてを議  
                  題とします。  
                  学校教育課長に、提案理由と案件の説明を求めます。

学校教育課長       <資料12ページより学校閉庁日説明>  
                  <学校閉庁日を設けるに至った経緯説明>

教育長           ありがとうございます。  
                  ご質問等ございましたら、お願いいたします。  
                  駒井委員。

駒井委員           南地方校長会からの要望ということであれば、学校閉庁日にあて  
                  ようとしているこの3日間は、これまでは先生たちが義務で出勤  
                  していたと考えてよろしいでしょうか。

学校教育課長       学校の夏季休業期間中であってでも、勤務する日となっております  
                  ので、先生方は全員学校に出ております。

駒井委員           校長先生たちが、教職員の多忙化解消に向けての要望かと思いま  
                  すので大変いいことだと思います。

工藤委員           資料4のその他の(3)、大会参加ややむを得ない場合を除くと  
                  ありますが、その判定は誰がするのかも含めて、その場合は閉庁  
                  日でなくなるとか、どうなるものでしょうか。

学校教育課長       この場合、学校は閉庁日に代わりはございません。ただし、部活  
                  を担当している先生方がどうしてもという判断に至った場合は、

教育委員会と協議し、その先生だけが出勤することになると思います。

その際の休暇の扱いについては、夏季休暇並びに年次休暇のどちらを充てても結構だということでございます。

工藤委員 説明わかりました。その場合の大会参加とかのやむを得ない場合は除くとあるんですが、それは部活動は実施しないという意味で特別な場合は除くということで、閉庁するという事については変わらない。わかりました。

教育長 ほかにございませんか。

<質問なし>

教育長 それでは、議案第19号は、原案のとおりとすることよろしいですか。

<賛成するもの多数>

教育長 議案第19号は、原案のとおりと決めます。  
次に、3月定例委員会より継続審議としております、議案第10号平川市社会教育基本計画（案）についてを議題とします。  
生涯学習課長に、提案理由と案件の説明を求めます。

生涯学習課長 <資料14ページ、別冊計画（案）変更の説明>

教育長 ありがとうございます。  
ご質問等ございましたら、お願いいたします。

<質問なし>

教育長 それでは、議案第10号は、原案のとおりとすることよろしいですか。

<賛成するもの多数>

教育長 議案第10号は、原案のとおりと決めます。

次に日程第6、各課からの報告を議題とします。

まず議案書2ページから7ページ、各課からの報告に対する質疑に入ります。報告の中で、何かご質疑等ございませんか。

駒井委員。

駒井委員 4月の月末から開校されました通級指導教室の現状をお知らせいただきたいのですが。

指導課長 おかげさまをもちまして、4月開所いたしまして、開所式も4月25日に行いました。市長はじめ、中南教育事務所長、議会議長をお招きして執り行いました。連休明けから実際に就学児の子ども達、未就学の子ども達とも支援・指導を行っております。相談を始めているお子さん達もいる状況ですが、両方合わせて40名ほどが計画表に従いまして、相談業務を行っております。また、就学児に関しては、学校に出向いての巡回の指導も行っている状況です。

生涯学習課長 <青森県「地域の伝統文化」助成金の概要説明>  
<柏木町荒馬保存会、八幡崎郷土芸能保存会への助成>

教育長 質問がありませんので、各課からの報告に対する質疑を終了いたします。  
次に、各課から委員に報告したい事項に入ります。  
連絡事項のある課長は挙手の上、発言願います。  
学校教育課長補佐。

学校教育課長補佐 <平成29年度分事務事業評価に係る公表までの日程説明>

教育長 今年度の事務手続き説明ですが質問等ありませんか。

<質問なし>

教育長 それでは、今年はこのように進めさせていただきます。  
ほかに各課からございませんか。

<なし>

教育長

ないようでありますので、以上で、本日の案件は終了しました。  
次に、6月の定例委員会ではありますが、6月26日（火）午後1  
時30分より開催しますので、よろしく願いいたします。  
それでは、これをもちまして本日は終了いたします。  
ご苦勞様でした。